

別記様式第2号（第5条、第6条、第7条、第8条、第10条、第11条、第12条関係）

農地等の利用状況報告書

〔 自 : 年 月 日 〕
〔 至 : 年 月 日 〕

年 月 日

（宛先）周南市農業委員会会長

住所

氏名

（法人の場合は、主たる事務所の所在地並びに法人の名称、
代表者の役職及び氏名）

電話番号

主たる業務

農地法（昭和27年法律第229号）第6条の2第1項及び農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第60条の2第1項並びに周南市農業委員会農地所有適格法人以外の法人等の要件審査及び報告手続等に係る事務処理要領（令和6年10月10日施行）第5条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 報告する者の区分

- ☐ 農地法第3条第3項の規定により同条第1項の許可を受けた者
- ☐ 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第3号に規定する者
- ☐ 旧農業経営基盤強化促進法第18条第2項第6号に規定する者
- ☐ 旧農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第4号に規定する者

2 報告する者の氏名等

氏名	住所

3 報告に係る土地の所在等

土地の所在	地番	地目		面積 (㎡)	作物の種類別作付面積 (又は栽培面積) (㎡)	生産数量 (kg)	10a当たり 生産数量(kg)	備考
		登記簿	現況					

4 農地等の農業上の利用に及ぼす影響

- ☐ 周辺の作物に著しい被害を与える病虫・獣害の温床となる雑草を繁茂させていない。
()
- ☐ 農薬の散布の際には、周辺の作物の種類・出荷時期などに配慮し、飛散しないように措置している。
()
- ☐ その他
()

5 地域の農業における他の農業者との役割分担の状況

- ☐ 農業の維持発展に関する話し合い活動への参加
話し合い活動をする団体等名称：
話し合い日：
- ☐ 農道・水路・ため池等の共同利用施設の取決めの遵守
共同利用施設及び管理団体等：
取決め活動日・内容：
- ☐ 獣害被害対策への協力
活動日・内容：
- ☐ その他
()

6 業務執行役員又は重要な使用人の状況（法人のみ記入）

耕作又は養畜の事業に常時従事した者		耕作又は養畜の事業の年間従事日数
氏名	役職名	

7 その他参考となるべき事項

- ・農業従事役員数 人
- ・農業従事者数（常勤） 人
- ・農業従事者数（非常勤） 人

(提出に当たっての注意事項)

- 1 この報告書は、使用貸借による権利又は賃借権の設定の存続期間中、毎年提出してください。
- 2 この報告書は、毎事業年度の終了後3か月以内に、次のいずれかに該当する者が作成し、提出してください。
 - (1) 農地法（昭和27年法律第229号）第3条第3項の規定により同条第1項の許可を受けた者
 - (2) 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第7項の規定による公告があった農用地利用集積等促進計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転を受けた同条第5項第3号に規定する者（以下「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第3号に規定する者」という。）
 - (3) 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第2項の規定により農地法による農地所有適格法人以外の者の報告等については、なお従前の例によることとされた農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の施行前に同法第1条の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法（以下「旧農業経営基盤強化促進法」という。）第19条の規定による公告があった農用地利用集積計画（農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の施行後に同法附則第5条第1項の規定によりなお従前の例により定められ、及び公告された農用地利用集積計画を含む。）の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた旧農業経営基盤強化促進法第18条第2項第6号に規定する者（以下「旧農業経営基盤強化促進法第18条第2項第6号に規定する者」という。）
 - (4) 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第9条第2項の規定により農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第7項の規定による公告があった農用地利用集積等促進計画の定めるところによって設定され、又は移転された同条第1項の権利とみなすこととされた農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の施行前に同法第2条の規定による改正前の農地中間管理事業の推進に関する法律（以下「旧農地中間管理事業の推進に関する法律」という。）第18条第7項の規定による公告があった農用地利用配分計画（農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の施行後に同法附則第9条第1項の規定によりなお従前の例により認可され、及び公告された農用地利用配分計画を含む。）の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転を受けた旧農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第4号に規定する者（以下「旧農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第4号に規定する者」という。）
- 3 添付書類（農地法施行規則第60条の2第2項）
 - (1) 法人である場合には、定款又は寄附行為の写し

(2) その他参考となるべき書類

(記載要領)

- 1 []内には、この報告書のもととなる事業年度の始期と終期を記載してください。
- 2 「住所」には、法人の場合は、主たる事務所の所在地を記載してください。
- 3 「氏名」には、法人の場合は、法人の名称、代表者の役職及び氏名を記載してください。
- 4 「電話番号」には、日中での農業委員会からの電話の受取先を記載してください。
- 5 「主たる業務」には、報告者の営む主な業務を記載してください。
- 6 記の1の「報告する者の区分」には、該当するものにチェック☑をつけてください。
(複数可)
- 7 記の2の「報告する者の氏名等」の「氏名」欄には、2の「氏名」を、「住所」欄には、1の「住所」をそれぞれ記載してください。
- 8 記の3の「報告に係る土地の所在等」には、次のいずれかに該当する農地又は採草放牧地(以下「農地等」という。)を記載してください(書ききれない場合は別紙を使用)。
 - (1) 農地法第3条第3項の規定により同条第1項の許可を受けて使用貸借による権利又は賃借権の設定を受けた農地等
 - (2) 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第7項の規定による公告があった農用地利用集積等促進計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転を受けた農地等
 - (3) 旧農業経営基盤強化促進法第19条の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農地等
 - (4) 旧農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第7項の規定による公告があった農用地利用配分計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転を受けた農地等
- 9 記の3の「報告に係る土地の所在等」の「備考」欄には、登記簿上の所有者名義人と現在の所有者が異なるときに登記簿上の所有者を記載してください。
- 10 記の4の「農地等の農業上の利用に及ぼす影響」は、耕作又は養畜の事業がその農地等の周辺の農地等の農業上の利用に及ぼしている影響について、例示してあるもののうち該当するものにチェック☑をつけ、内容を記載してください。(複数可)
- 11 記の5の「地域の農業における他の農業者との役割分担の状況」は、例示してあるもののうち該当するものにチェック☑をつけ、内容を記載してください。(複数可)
- 12 記の6の「業務執行役員又は重要な使用人の状況」は、報告書を提出する者が個人である場合は記載不要です。「耕作又は養畜の事業の年間従事日数」欄には、当該事業年度において法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事した業務執行役員(耕作又は養畜の事業に常時従事した業務執行役員がいない場合には、重要な使用人)の耕作又は養畜の事業への年間従事日数を記載してください。「耕作又は養畜の事業」には、農作業、営農

計画の作成、マーケティング等を含みます。「重要な使用人」とは、その法人の使用人であって、当該法人の行う耕作又は養畜の事業に関する権限及び責任を有する者をいいます。

- 13 記の7の「その他参考となるべき事項」には、農業従事役員、農業従事者（常勤）及び農業従事者（非常勤）のそれぞれの人数を記載してください。その他の参考となるべき事項があれば、記載してください。

（特記事項）

この様式は、国の農地法関係事務処理要領の様式例第1号の7（農地等の利用状況報告書）に、必要な修正を加えたものです。

(別紙)

3 報告に係る土地の所在等

土地の所在	地 番	地 目		面 積 (㎡)	作物の種類別作付面積 (又は栽培面積) (㎡)	生産数量 (kg)	10 a 当たり 生産数量(kg)	備 考
		登記簿	現況					